

## 「公認会計士制度に関する懇談会」中間報告書 に関する意見募集の概要について

### 1. 意見の件数等

7月30日に取りまとめられた「公認会計士制度に関する懇談会」中間報告書について、8月4日から9月2日まで意見募集を行ったところ、合計133件（名寄せ後の件数）の意見が寄せられた。

#### ＜主な意見提出元＞

会計士関係（日本公認会計士協会、監査法人、公認会計士個人）	50件
大学関係（会計大学院協会、大学院、大学教員個人）	6件
経済界関係（経団連、会社員個人（受験者と考えられる者も含む））	28件
税理士関係（日税連、青年税理士連盟、税理士個人）	12件
予備校・受験生関係	31件
その他	6件

合計133件

### 2. 主な意見の概要

#### （1）試験制度の見直し関係

- ・ 企業に一定の会計の専門的識見を有する者を配することを旨とした制度設計の方向性は適当。
- ・ 平成18年から新試験制度に移行されて間もないのに、制度変更すると混乱を与えるのではないか。
- ・ 合格者数の適正化により待機合格者問題は解決できるため、試験制度の改正は不要ではないか。
- ・ 資格試験は就職試験ではなく、試験の合格者数と就職の需給のギャップは当然生じうるものであり、試験制度の改正は不要ではないか。
- ・ 社会人合格者が増えないのは、新卒一括採用や転職の困難さなどの雇用慣行等が原因であり、試験・資格制度が原因ではないのではないか。
- ・ 試験制度の複雑化や安易な科目合格制度の拡大は資格の価値・魅力を減じてしまうのではないか。
- ・ 早期の就職を促そうとすると大学教育が軽視され、受験予備校での受験勉強の専念が一層進むのではないか。
- ・ 科目合格等の有効期間は、最近の会計・監査環境等の変化に鑑みると、10年

は長すぎる。5年程度が適当ではないか。

- ・ 大学卒業を公認会計士の資格取得要件とすべきではないか。
- ・ 2段階目試験について、認証された会計大学院の修了者・修了見込者には、客観的な実力判定試験合格を条件として試験の全科目を免除すべきではないか。
- ・ 3段階目試験は、国家試験若しくは国家試験として運営を日本公認会計士協会に委託するものとすべきではないか。
- ・ 3段階目試験の受験要件として、大学等での会計関係の一定の単位を含む合計150単位の取得を求めるべきではないか。

## (2) 「監査証明業務は行わない会計のプロフェッショナル」に係る資格制度関係

- ・ 企業に一定の会計の専門的識見を有する者を配することを旨とした制度設計の方向性は適当（再掲）。
- ・ 企業内の実務家の育成には公認会計士試験では負担が重たいのではないか。負担の軽い能力認定を設ければ十分ではないか。
- ・ 企業内において会計のプロであることを証明する資格があれば、モチベーションの向上にもつながるのではないか。
- ・ 公認会計士試験合格をもって「公認会計士」と名乗れるようにすべきではないか。
- ・ 財務会計士の創設は、待機合格者への対症療法にすぎないのではないか。
- ・ 受験者の一般企業へ就職は厳しく、財務会計士資格を新たに設けても待機合格者は減少しないのではないか。
- ・ 財務会計士になるために実務経験を課すのであれば就職問題の解決にはならないのではないか。
- ・ 財務会計士には独占業務がなく、その位置づけが不明確ではないか。
- ・ 受験生は公認会計士になりたいのであって、財務会計士になりたいわけではないのではないか。
- ・ 「財務会計士」の名称は、「会計士」と略称される可能性があること、公認会計士その他の資格との混同による混乱が懸念されること等から、名称については慎重に検討すべきではないか。「准会計士」等の名称が適当ではないか。
- ・ 公認会計士や財務会計士は会計のプロの一類型であることから、資格の種類で上下関係があると誤解されないよう配慮・工夫が必要ではないか。
- ・ 財務会計士は監査法人に就職できなかった者のための下位の資格と思われるのではないか。
- ・ 財務会計士の資格を創設するにあたっては、既存の会計関連資格との関係に十分配慮すべきではないか。
- ・ 財務会計士は税務業務は行えないことを明確にすべきではないか。
- ・ 企業に財務会計士の設置（雇用）を義務付けるべきではないか。

- ・ 企業内の財務会計士の情報を開示することで、財務情報の信頼性向上に寄与するのではないか。
- ・ 合格者の経済界での採用を促すための対策は必要であるが、企業における人材の採用は自主的な取組みに委ねるべきであり、実質的な強制とならないようにすべきではないか。
- ・ 外部監査人である公認会計士と企業内実務家等を念頭に置く財務会計士は利害が対立する関係にあり、財務会計士の登録・管理を日本公認会計士が行うことは不適當ではないか。
- ・ 財務会計士は独占業務がないことから、監査補助業務に就く場合のみCPEを求めればよいのではないか。

### (3) 合格者数について

- ・ 合格者数の適正化により待機合格者問題は解決できるため、試験制度の改正は不要ではないか（再掲）。
- ・ 平成19年・平成20年の合格者数の急増は大きな問題。監査業界等の需要をしっかりと把握した上で合格者数を定めるべきではないか。
- ・ 現行試験制度への改正により問題が生じており、旧試験制度に戻し、合格者数を減少させるべきではないか。
- ・ 合格者の増加により、公認会計士の質が落ちているのではないか。
- ・ 現在の受験生は合格者を増やすとの方針を受けて受験勉強を開始したので、安易に合格者数を減少させるべきではないのではないか。

### (4) その他

- ・ 公認会計士の資格取得には実務経験が必要となっており、実務経験の確保を国や監査業界が実施すべきではないか。
- ・ 適正な人数で十分な採用活動が行えるよう、監査法人への就職活動は合格発表後にすべきではないか。
- ・ 実務補習が一般企業への就職を阻害する要因となっているため、実務補習は廃止すべきではないか。
- ・ 監査法人の業務範囲を見直すべきではないか。
- ・ 監査法人に税務申告代理業務を認めるべきではないか。また、公認会計士の業務に税務業務を追加すべきではないか。
- ・ 公認会計士への税理士資格の自動付与は廃止すべきではないか。
- ・ 虚偽証明に関する公認会計士に対する調査は、日本公認会計士協会に権限を付与して自主規制の強化を図るべきではないか。